

令和5年5月2日

保護者 様

吉川市立吉川中学校
校長 伴野 忠

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校の教育活動へのご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症対策を県の方針を基に下記のとおり
にいたしますのでご理解いただきご協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策について

(1) 平時から実施する対策

ア 健康観察について

- ・お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養するようお願いいたします。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。
- ・健康状態は継続的に把握する必要があるため、引き続き「LEBER（出席確認アプリ）」にて保護者様からの出欠報告をお願いいたします。ただし、体温報告は任意といたします。

イ マスクの着用について

- ・学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- ・学校は、熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時など場面に応じてマスクを外すよう指導します。
- ・感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、そういった生徒にマスクの着脱を強いることはありません。

ウ 給食について

- ・給食時に黙食は行いませんが、会食中は大声の会話を控え、飛沫を飛ばさない等十分に注意するよう指導します。

(2) 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じるなど感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染対策を検討・実施します。

- ・ マスクの取扱いについて
感染流行時等には、状況に応じて教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられます。そういった場合においても、マスクの着用を強いることはありません。
- ・ 身体的距離の確保について
感染流行時等には、状況に応じて、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとることが考えられます。
- ・ 感染流行時等には、状況に応じて、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて
 - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考えられます。

2 お子様や同居している家族に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

(1) 出席停止の措置をとる場合

- ・ 有症状の場合、発症日を0日とし、5日が経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまでを基準とし、出席停止とします。
- ・ 無症状の場合、検体検出日を0日とし、5日が経過するまでを基準とし、出席停止とします。

(2) その他「欠席」の扱いとしない場合

- ・ 体調不良者で、医師から登校を控えるように指示された場合、その医師から感染のおそれはないと認められるまで出席停止とします。
なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・ 感染が不安で休む場合等、合理的な理由があると校長が判断する場合は欠席扱いにはしません。

(3) 部活動及び公式大会等について

- ・ 陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととします。
ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

(4) 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

- ・ 学校において濃厚接触者相当の者の特定は行いません。また、同居している家族が陽性となった場合や陽性者と感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても感染が確認されない者については、直ちに出席停止の対象とすることはありません。

吉川市立吉川中学校

教頭 白幡 貴弘

☎048-984-7565